

「公民館」から「地域交流センター」へ

焼津市地域交流センター設置基本方針

令和5年8月

焼 津 市

公民館から「地域交流センター」へ

～はじめに～

みなさんは、お住まいの地域で楽しく安心して暮らせていますか？

みなさんが地域で楽しく、安心して暮らしていくためには、災害に備えた地域の防災活動や子ども・高齢者をはじめとした地域住民を犯罪から守る防犯活動、地域の生活環境を快適に保つ環境美化活動、自然を満喫しながらの健康づくりウォーキングの開催など、様々な地域活動を行政だけでなく、地域の住民同士（コミュニティ）がつながり、支え合いながら実施していく必要があります。

我が国の高度経済成長期には、「生産年齢人口」と言われている年代の人口が多く、日本の経済活動を支えるだけでなく、こうした地域活動も支えていました。

しかしながら、昨今の人口減少や高齢化によって生産年齢人口が減少し、さらには核家族化の進展や共働き世帯の増加なども影響し、暮らしを支える様々な地域活動に参加できる住民が年々減少してきています。

また、自治会の役員のみならず手不足や地域内の商店・スーパー等の後継者不在による撤退・廃業、消防団員の減少、河川清掃等の奉仕活動への参加者の減少など、みなさんの暮らしを取り巻く環境が少しずつ変わってきています。

このように社会環境が年々変化していく中、みなさんの身近な公共施設である公民館は、従来の生涯学習活動を行うだけでなく、地域の住民、団体、事業者と行政がそれぞれの役割を担いながら、笑顔あふれる心豊かな暮らしの実現を目指して取り組みを進めていけるよう、地域の拠点施設としての機能をより一層強化していく必要があります。

このため、市では、従来の公民館機能をさらに深化させ、生涯学習機能はもちろんのこと、地域の事業者や団体など様々な主体の関係者が「つながり」「支え合える」場となるよう、公民館を「地域交流センター」へ移行することとし、地域の拠点施設としてどうあるべきか、その目指す姿を市の基本方針としてまとめました。

目次

1. 地域社会を取り巻く大きな変化	
(1) 人口構造による変化	3
(2) 社会環境による変化	3～5
(3) 意識や価値観の変化	6
(4) 今後の地域のあり方に関する国の動き	6～7
(5) 地域社会を取り巻く大きな変化から見えてくること	7
2. 焼津市のコミュニティの現状	
(1) 本市の人口の状況	8
(2) 地区ごとの人口の状況	8～9
(3) コミュニティ活動の現状	10～12
(4) 本市のコミュニティの現状から見えてくること	13
3. 公民館の現状	
(1) 公民館の位置づけ	14
(2) 公民館活動の現状	14～15
(3) 公民館の現状から見えてくること	16
4. 地域社会の課題と公民館の課題	
(1) 地域社会の課題	17
(2) 公民館の課題	17
5. 「公民館」から「地域交流センター」へ	18
6. 地域交流センターの基本方針	
(1) 多様な人々が“つながる”「交流拠点」	18
(2) 様々な知識を“学び、楽しむ”「生きがい拠点」	18
(3) 地域の未来を話し合い、地域で“支え合う”「活動拠点」	18
地域交流センターの基本方針イメージ	19
7. 地域交流センターの事業	
(1) 多様な人々が“つながる”「交流拠点」としての事業例	20
(2) 様々な知識を“学び、楽しむ”「生きがい拠点」としての事業例	20
(3) 地域の未来を話し合い、地域で“支え合う”「活動拠点」としての事業例	20
8. 各主体の役割	21
9. 地域交流センターの利用基準	22～24
10. まとめ	25

1. 地域社会を取り巻く大きな変化

(1) 人口構造による変化

①人口減少

日本の総人口は2008年の1億2,808万人をピークに、2021年には1億2,550万人となり、ピーク時から258万人、約2%減少しています。また、2060年には現在の人口の約70%である8674万人になると予想されています。(図表1)

②少子高齢化

人口予測を年齢別に見ると、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15歳以上65歳未満)は、2060年には2021年と比較してそれぞれ53.5%と59.3%になり、大幅な減少が見込まれています。また、高齢化率は40%に近い水準となり、少子高齢化がより一層進むことが予想されています。(図表1)

図表1 人口の2021年(実績値)と2060年(予測値)の比較

	①2008年(実績値)	②2021年(実績値)	③2060年(予測値)	割合(③/②×100)
総人口	1億2,808万人	1億2,550万人	8,674万人	69.1%
15才未満人口	1,717万人	1,478万人	791万人	53.5%
15~64歳人口	8,230万人	7,450万人	4,418万人	59.3%
65歳以上人口	2,821万人	3,621万人	3,464万人	95.7%
65歳以上人口割合	22.0%	28.9%	39.9%	—

出典：平成20年度 総務省「人口推計」、令和3年度 総務省「人口推計」、厚生労働省 日本の人口の推移

(2) 社会環境による変化

①単身世帯と高齢者単身世帯の増加

世帯構成については、単身世帯と高齢者単身世帯の割合が、1985年にそれぞれ20.8%と3.1%でしたが、2015年には34.5%と11.7%に増え、2040年にはさらに39.3%と17.7%に増加することが予想されています。

②女性・高齢者の就業率の増加

女性の就業率は2001年には57.0%でしたが、2019年には70.9%となり、13.9ポイント増加しています。

高齢者の就業率は2010年から2020年までの10年間で、65~69歳の就業率が36.4%から49.6%に13.2ポイントの増、70~74歳の就業率が22.0%から32.5%に10.5ポイントの増となっています。

③自治会加入率の低下

総務省が令和2年度に全国1,741市区町村を対象に行ったアンケートにおいて、平成22年度から令和2年度までの自治会等の加入率を世帯単位で把握している600市区町村における自治会等の加入率の平均（単純平均）の推移をみると、平成22年度には78.0%でしたが、令和2年度には71.7%となり、6.3ポイント低下しています。（図表2）

図表2 600市区町村における自治会等の加入率の平均（単純平均）

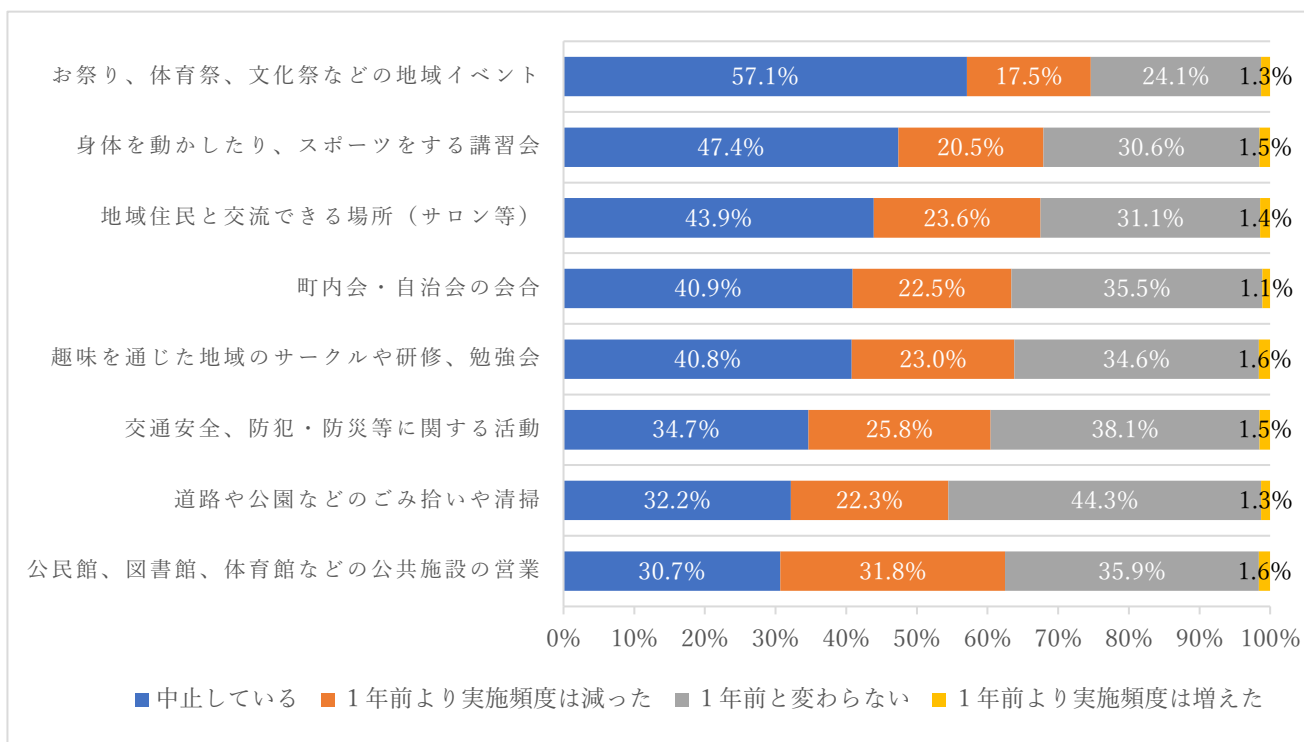
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
加入率	78.0	77.6	77.2	76.5	75.9	75.3	74.7	74.0	73.3	72.4	71.7

出典：総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査」

④コロナ禍による地域活動の縮小

新型コロナウイルスの影響により、地域の交流イベント（お祭り、体育祭、文化祭等）やサロンなどの交流活動、自治会活動（交通安全、防犯、防災活動）、公民館や体育館等での講座・サークル活動など、多くの催しが中止もしくは規模を縮小した開催となりました。（図表3）

図表3 過去1年間の地域活動の実施状況（2021年9月全国調査）

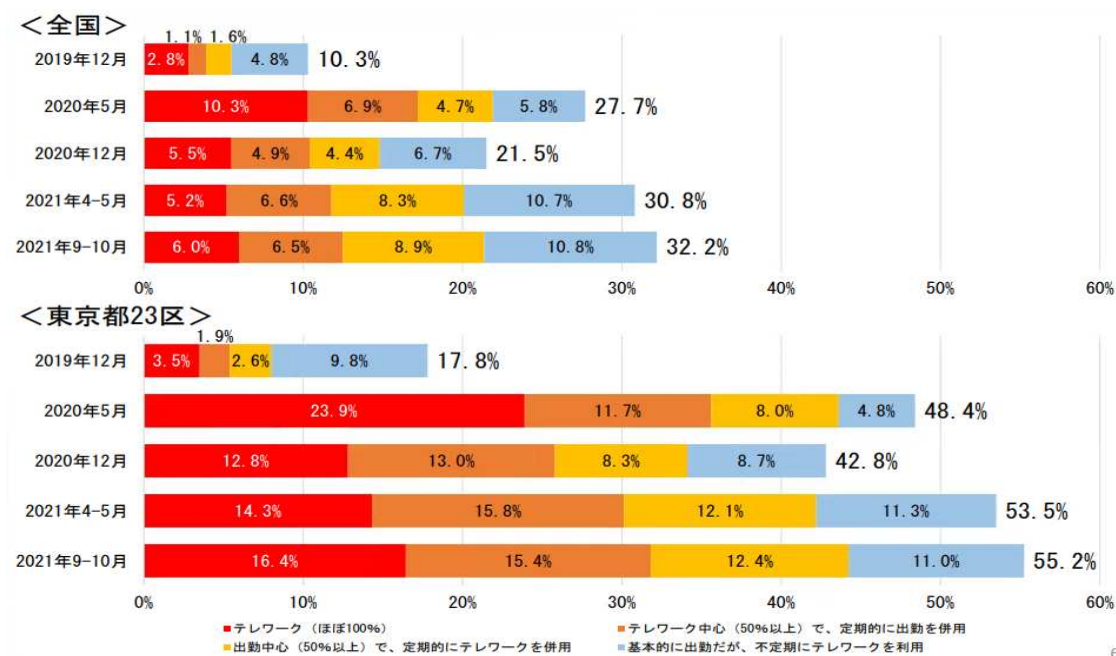


出典：第一生命経済研究所「第4回新型コロナウイルスによる生活と意識の変化に関する調査」一部加工

⑤ デジタル機器を活用したオンラインでのコミュニケーションの増加

令和元(2019)年12月と令和3(2021)年10月のテレワークを利用している就業者の割合を比較すると、全国では10.3%から32.2%に、東京都23区では17.8%から55.2%に、それぞれ約3倍に増えています。(図表4)

図表4 【働き方】テレワーク実施頻度の変化(就業者)

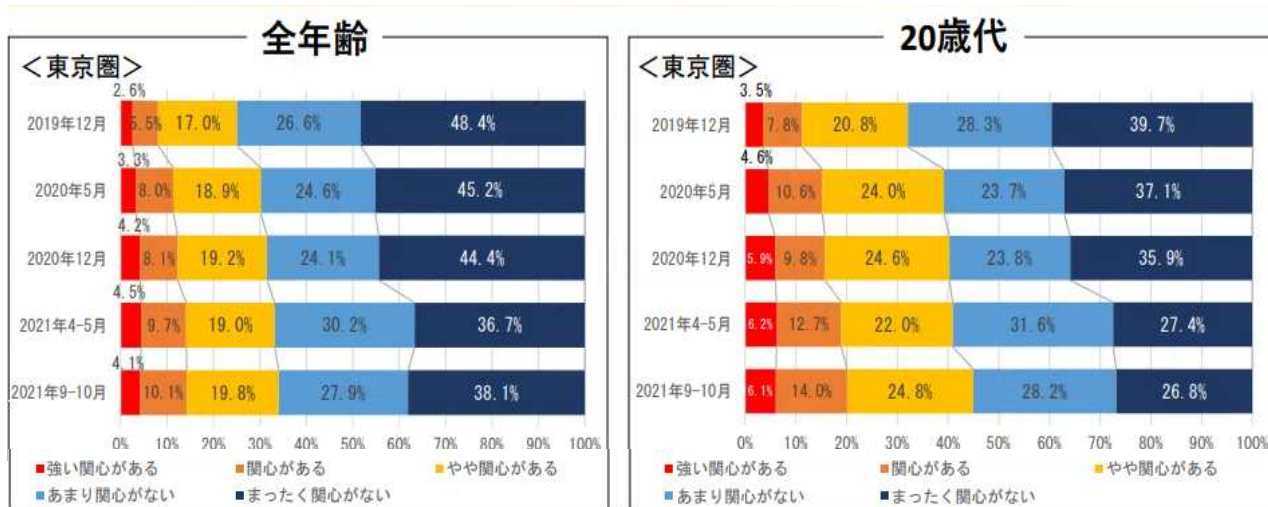


出典：第4回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査
(令和3年11月1日 内閣府 政策統括官(経済社会システム担当))

⑥ 都市圏から地方移住への関心の高まり

令和元(2019)年12月から令和3(2021)年10月の間の地方移住に関心のある人の割合をみると、東京圏の全年齢全体で25.1%から34%へ8.9ポイント増加し、特に若い世代(20代)の関心が高く、32.1%から44.9%へ12.8ポイント増加しています。(図表5)

図表5 【地方】地方移住への関心(東京圏在住者)



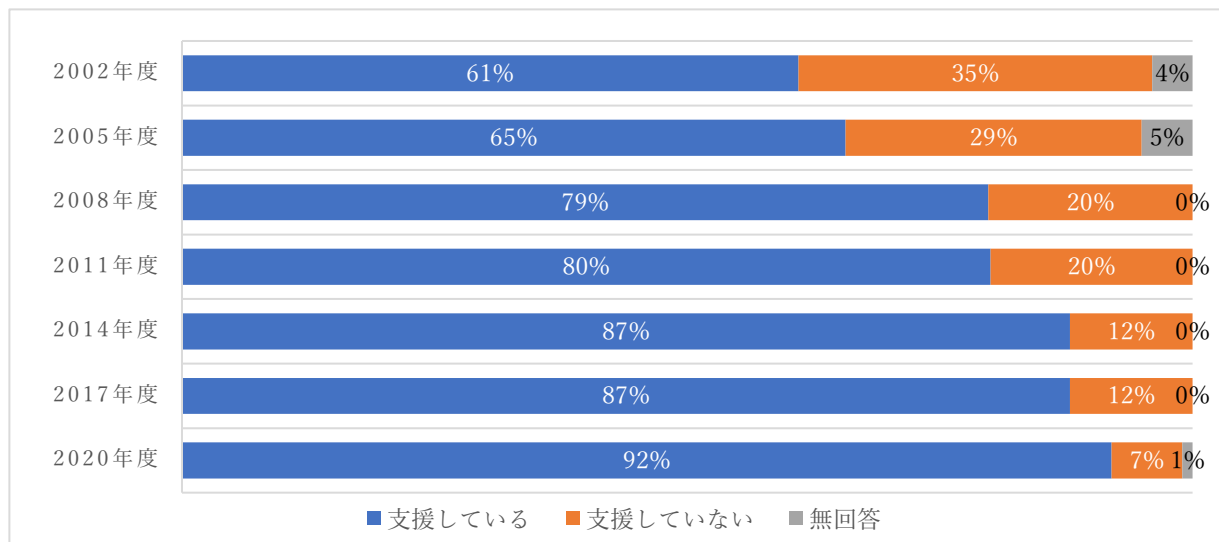
出典：第4回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査を一部加工
(令和3年11月1日 内閣府 政策統括官(経済社会システム担当))

(3) 意識や価値観の変化

①企業の地域貢献への意識の変化

社員の社会貢献活動を支援している企業の割合が、2002年度から2020年度にかけて、61%から92%へと年々増加しています。(図表6)

図表6 社員の社会貢献活動(寄付やボランティア活動)の支援をしている企業の割合



※構成比(%)は「項目別回答件数/調査回答件数」(調査回答件数は2002年度:338件、2005年度:447件、2008年度:408件、2011年度:437件、2014年度:378件、2017年度:353件、2020年178件)

出典:(一社)日本経済団体連合会 企業行動・SDGs委員会「社会貢献活動に関するアンケート調査結果」

(4) 今後の地域のあり方に関する国の動き

①総務省 生涯活躍のまちに関するガイドライン2022ー抜粋ー

～「誰もが居場所と役割を持って活躍できるコミュニティづくり」～

「生涯活躍のまち」は女性、高齢者、障がい者など誰もが、一人ひとりの個性と多様性を尊重され、それぞれの希望に応じて能力を発揮することで、居場所と役割を持ってつながり、生涯を通じて健康でアクティブに活躍することによって、活性化するコミュニティづくりを目指すものです。

②総務省 デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)ー抜粋ー

第2章 1. (1) ④魅力的な地域をつくる

【地域コミュニティ機能の維持・強化】

郵便局などの既存施設の行政サービス窓口としての活用や、デジタルの活用による地域の高齢者の見守り、スマートフォン等を介した交流の場の提供、デジタルの活用による適正な国土利用・管理や、公民館・図書館などの社会教育施設の活用促進等、多様な組織や主体がデジタル技術も活用して連携し、地域コミュニティの補完的な取組を進め、安心して暮らせる地域をつくる。

③ 総務省 地域コミュニティに関する研究会報告書 令和4年(2022年)4月―抜粋―

地域コミュニティの多様な主体が、地域社会において変化するニーズに的確に対応し、持続可能な形で活動ができるようにするため、多くの地域において地域コミュニティの中心的存在である自治会等が抱える課題、中でも、地域活動におけるデジタル化の必要性、加入率低下・担い手不足等による活動の持続可能性の低下、NPOなど自治会等以外の主体との連携の必要性という課題に対してどう対応していくかという3つの視点から検討を行った。

(5) 地域社会を取り巻く大きな変化から見えてくること

- ① 人口減少は、今後ますます進むことが予想されます。また、年少人口、生産年齢人口は、今後も減少していくことが予想され、人口構造が変化していきます。
- ② 単身世帯や、高齢者世帯が今後も増えていくことが予想されます。
- ③ 働く女性や、65歳を過ぎても働く人が今後も増えていくことが予想されます。
- ④ 全国的に自治会等への加入率が下がっています。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域活動の自粛・縮小傾向が見られます。
- ⑥ デジタル化の進展で、家庭や職場以外の場所で働くテレワークが増えています。
- ⑦ 東京圏で暮らしている人は、地方移住への関心が高まっています。
- ⑧ 事業所では、「地域貢献活動」への意識が高まっています。
- ⑨ 国においても、誰もが役割を持ち活躍できる地域コミュニティづくりは、重要な取組の一つとして位置付けています。

ポイント

- ▶ 地域運営を担っている自治会等の組織では、人口減少や少子高齢化、多様な働き方など社会構造の変化により、地域の担い手不足や住民相互のつながりの希薄化、地域活動への参加者の減少などの状況がみられています。
- ▶ 地方移住やテレワークなどにより、地方への新たな人の流れが出始めており、こうした動きを「地域之力」に活用できる可能性があります。
- ▶ 事業所や団体などの地域貢献意識の高まりが「地域之力」になる可能性があります。

2. 焼津市のコミュニティの現状

(1) 本市の人口の状況

本市の人口は、平成 22 年の 143,249 人から令和 2 年には 136,845 人となり、10 年間で 6,404 人、4.5%減少しています。

10 年間の人口推移を年齢階層別で見ると、15 歳未満の年少人口が 3,492 人、17.4%の減、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口が 10,756 人、12%の減となっているのに対し、65 歳以上の高齢人口は 7,193 人、21.4%の増となっています。

また、年齢階層の構成割合では、年少人口が平成 22 年の 14.0%から令和 2 年の 12.2%へ 1.8 ポイント下がり、生産年齢人口も 62.5%から 57.8%へ 4.7 ポイント下がっているのに対し、高齢人口は 23.5%から 30.0%へ 6.5 ポイント上がっています。

以上のことから、本市においても、全国的な人口動態と同様に人口減少並びに少子高齢化が徐々に進んでいることがわかります。(図表 7)

図表 7 焼津市の人口推移 (人)

(資料：国勢調査)

	平成 22 年①	平成 27 年	令和 2 年②	人口増減 ②－①	増減率
人口総数	143,249 (143,112)	139,462 (138,908)	136,845 (136,057)	−6,404	−4.5%
年少人口 (15 歳未満) 構成割合	20,063 14.0%	18,420 13.3%	16,571 12.2%	−3,492 −1.8 ポイント	−17.4%
生産年齢人口 (15 歳以上 65 歳未満) 構成割合	89,377 62.5%	81,840 58.9%	78,621 57.8%	−10,756 −4.7 ポイント	−12.0%
高齢人口 (65 歳以上) 構成割合	33,672 23.5%	38,648 27.8%	40,865 30.0%	7,193 +6.5 ポイント	21.4%

※人口総数には国勢調査における年齢不詳を含む。

※人口総数欄の下段の () 数値は、年齢不詳者を除いた人口で、各年齢階層の構成割合は、この () 数値をもとに算出している。

(2) 地区ごとの人口の状況

焼津市では、概ね中学校区ごとに 9 つの地域コミュニティ (焼津、大村、豊田、小川、港、東益津、大富、和田、大井川) に分かれており、それぞれが単位自治会を中心にまとまった行政区として機能しています。

直近 5 年間の地区別の人口推移を見ると、9 公民館地区のうち 7 地区で減少しており、東益津地区 (▲7.3%)、焼津地区 (▲5.3%)、和田地区 (▲5.2%) で減少率が高い状況となっています。東益津地区と和田地区は地区内のほとんどが市街化調整区域で宅地化が進みづらい状況であること、焼津地区は商店や住宅が密集し新たな住宅が建ちにくい状況であることが、減少率の高い一因と考えられます。

一方、豊田地区と港地区の2地区は増加しており、市街化区域内農地の宅地化や区画整理事業により急速に市街化が進んでいることが両地区の人口の増加につながっていると考えられます。

年齢階層別人口では、豊田地区は年少人口、生産年齢人口ともに最も多く、若い世代が多いことが人口増加につながっています。反対に人口減少率の高い東益津、焼津、和田地区はいずれも高齢人口の割合が他地区と比べて高く、年少人口の割合は10%未満と低くなっており、人口減少が進んでいる地区ほど少子高齢化が進行していることを表しています。

また、この少子高齢化や人口減少が地域活動への参加者の減少を招き、活動の継続や新たな活動の実施を困難にする一因になっていると考えられます。(図表8、9)

図表8 地区別の人口推移(人)

(資料:住民基本台帳)

地区	平成29年 ①	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年 ②	人口増減 ②-①	増減率
焼津	12,299	12,170	12,004	11,841	11,647	-652	-5.3%
大村	13,421	13,395	13,332	13,207	13,094	-327	-2.4%
豊田	22,736	22,926	23,292	23,436	23,591	855	3.8%
小川	14,391	14,289	14,222	14,265	14,237	-154	-1.1%
港	14,965	15,141	15,126	15,213	15,163	198	1.3%
東益津	9,841	9,650	9,507	9,348	9,125	-716	-7.3%
大富	22,216	22,119	22,032	21,887	21,694	-522	-2.3%
和田	7,981	7,861	7,809	7,711	7,563	-418	-5.2%
大井川	22,339	22,043	21,893	21,589	21,239	-1,100	-4.9%
合計	140,189	139,594	139,217	138,497	137,353	-2,836	-2.0%

図表9 地区別の年齢階層別人口(人)

(資料:住民基本台帳 令和4年3月31日)

地区	年少人口 (15歳未満)		生産年齢人口 (15歳以上65歳未満)		高齢人口 (65歳以上)		人口総数
	人口	構成割合	人口	構成割合	人口	構成割合	
焼津	1,084	9.3%	6,559	56.3%	4,004	34.4%	11,647
大村	1,628	12.4%	7,855	60.0%	3,611	27.6%	13,094
豊田	3,484	14.8%	14,804	62.8%	5,303	22.5%	23,591
小川	1,657	11.6%	8,401	59.0%	4,179	29.4%	14,237
港	1,795	11.8%	9,027	59.5%	4,341	28.6%	15,163
東益津	850	9.3%	4,789	52.5%	3,486	38.2%	9,125
大富	2,662	12.3%	12,308	56.7%	6,724	31.0%	21,694
和田	743	9.8%	4,038	53.4%	2,782	36.8%	7,563
大井川	2,315	10.9%	12,249	57.7%	6,675	31.4%	21,239
合計	16,218	11.8%	80,030	58.3%	41,105	29.9%	137,353

(3) コミュニティ活動の現状

自治会や地域コミュニティ組織等が中心となり、地域の環境美化、健康増進、交通安全、福祉、防災など様々な地域課題に取り組んでいます。人口減少や少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの変化などにより、地域活動の担い手不足や参加者の減少、住民相互のつながりの希薄化が進み、また地域課題も複雑多様化しているため、これまでの地域コミュニティ組織だけでは継続が困難な活動や解決が難しい課題が生じています。

① 自治会組織におけるコミュニティ活動

単位自治会（地域住民による最小単位の自治組織）は、市民と行政をつなぐ中間的な組織として、公会堂等を拠点に地域の環境美化、健康増進、交通安全、福祉、防災、住民交流等の活動を行っています。

なお、本市の自治会加入率は平成13年度以降、年々低下していますが、家庭内での世帯分離や単身世帯の増加などの社会的な要因も影響していると考えられます。（図表10）

図表10 焼津市の自治会加入率

	住民基本台帳 世帯数	自治会加入 世帯数	加入率
平成13年度	40,002	37,123	92.8%
平成18年度	43,301	39,239	90.6%
平成23年度	54,072	47,226	87.3%
平成28年度	55,514	47,893	86.3%
令和3年度	58,727	48,842	83.2%

② 各公民館に設置された地域コミュニティ組織によるコミュニティ活動

地域コミュニティ組織は、明るく豊かなまちづくりを実現することを目的として、複数の自治会および地域団体で組織し、構成団体相互の連携と協力により、各公民館が事務局となって、地域づくり事業や地域福祉事業を実施しています。（図表11）

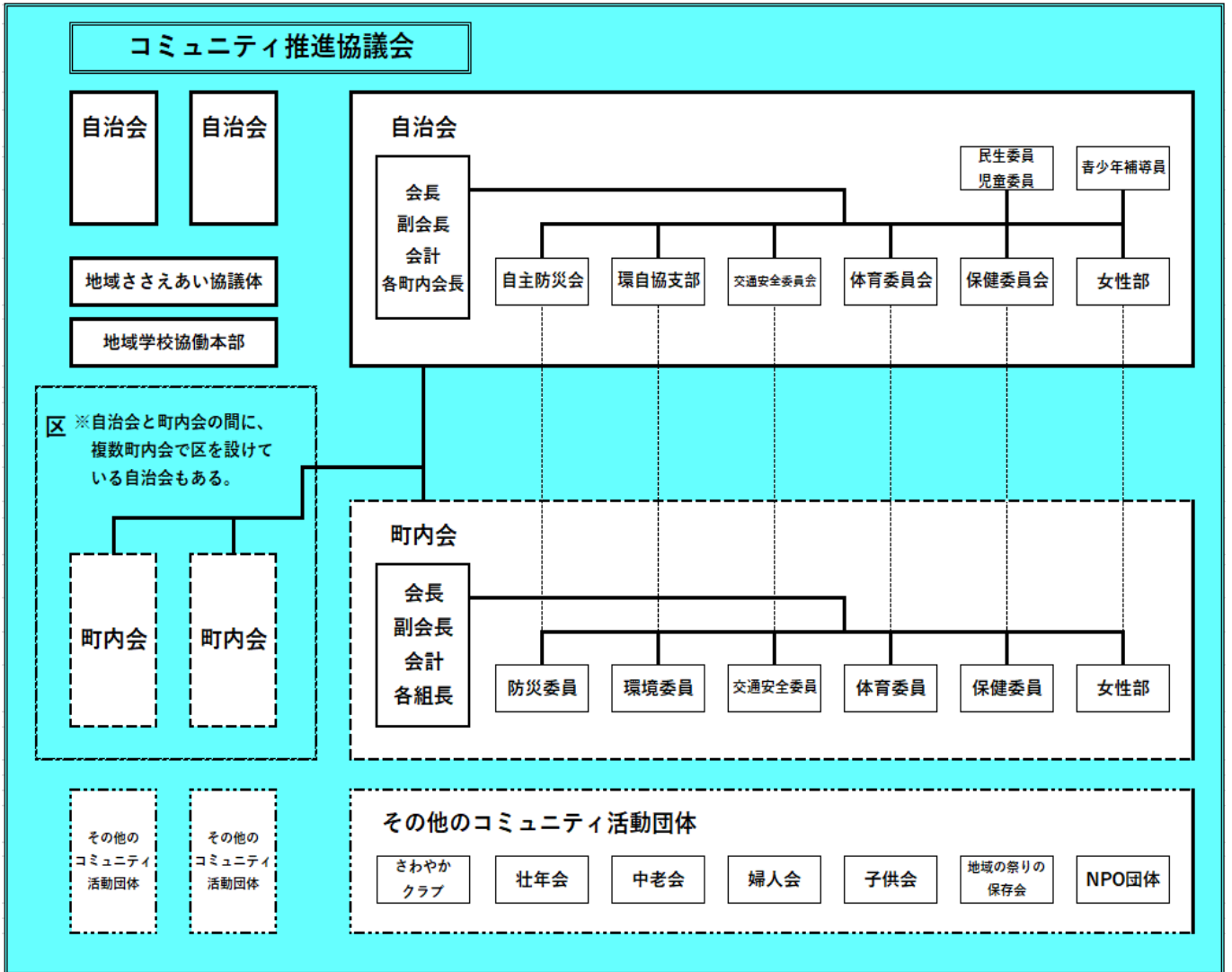
図表11 地域コミュニティ組織一覧

地区	団体名
焼津	焼津地区コミュニティ推進協議会
大村	北部コミュニティ推進協議会
豊田	豊田共栄推進委員会
小川	小川地域コミュニティ推進会
港	港地域づくり推進会
東益津	東部コミュニティ推進協議会
大富	大富地区コミュニティ推進会
和田	和田地区地域づくり推進会
大井川	大井川公民館コミュニティ推進会

③ その他のコミュニティ活動

地縁によるコミュニティ団体（さわやかクラブ、婦人会、子供会など）や目的に応じた市民活動団体（NPO、PTA、自主防災会、地域支え合い協議体、コミュニティスクール）が各種地域事業を実施し、自治意識の醸成を図りながら継続的な活動をしています。

図表 12 本市の地域組織の標準的な構成図



※大井川地区の大多数の自主防災会は、自治会単位ではなく町内会単位で設置されている。

④ 地域コミュニティ活動に関する意見（令和3年度市民アンケートより抽出・整理）

ア 自治会活動について

- ・自治会役員の負担を軽減してほしい。（不燃物の収集日の立ち会い、交通立哨等）
- ・役員のなり手がいないため困っている。
- ・高齢者が増えたため、河川、海岸清掃等の負担を軽減してほしい。
- ・自治会制度の簡素化やデジタル化等、時代にあった方法に見直してほしい。

イ まちづくりについて

- ・シャッター街の活性化など、活気のあるまちになってほしい。
- ・近所にスーパー等がなく困っている。
- ・空き家対策をしてほしい。
- ・新たな転入者が地域に溶け込むためのサポートをしてほしい。
- ・公園の環境整備をしてほしい。

ウ 交流場所について

- ・市民が集い、憩える場所がほしい。
- ・意見、困りごとを相談できる場がほしい。
- ・仲間づくりができる場所がほしい。
- ・自分の得意なものを活かせる場所がほしい。

エ 福祉について

- ・高齢者の生活支援（買い物、病院等への移動支援等）が必要。
- ・一人暮らしの高齢者のための、見守りやゴミ出しなどのささいな支援が必要。
- ・障がい者やその家族のサポートが必要。

オ 子育て、学校について

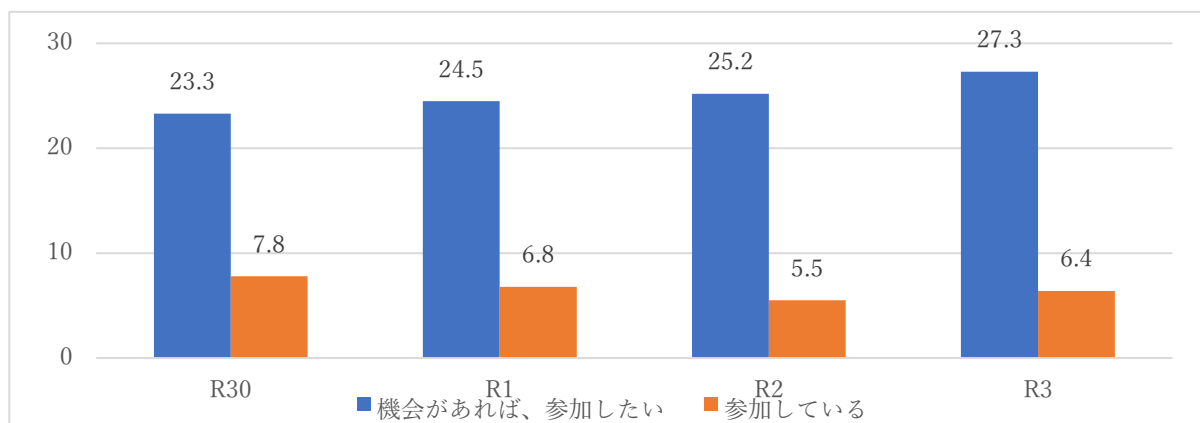
- ・子どもの居場所や学びの場がほしい。
- ・子育て中の女性が安心して働けるための環境（託児所など）を整備してほしい。
- ・学校までの距離が遠い地域へスクールバスを導入してほしい。

⑤ 社会参加・地域貢献活動についての意識について

まちづくり活動（NPOやボランティア）に参加したいと思っている市民の割合は増加傾向にあり、令和3年度には27.3%となっていますが、実際に参加している市民は6%程度に留まっています。（図表13）

図表13 まちづくり活動への参加意識

（資料：市民アンケート）



(4) 本市のコミュニティの現状から見えてくること

- ①全国的な人口減少と同様、本市においても人口減少・少子高齢化が進行しています。
- ②地区によっては、人口が減少している地区、増加している地区があります。
- ③自治会加入率が、年々減少傾向にあります。
- ④各地区では、自治会や町内会のほか、地縁コミュニティ団体や公民館を単位としたコミュニティが組織され、地域活動を実施しています。
- ⑤自治会、まちづくり、交流場所、福祉、子育てなどの様々な分野で、少子高齢化などの社会の変化による複雑多様化した新たな地域課題が発生しています。
- ⑥まちづくり活動に参加したいと考えている市民が増えているものの、実際に活動している人は全体の6%程度です。

ポイント

- ▶ 人口が減っている地区、増えている地区があり、それぞれの地区で抱えている課題が異なっている可能性があります。
- ▶ 既存の地域活動組織のみでは、複雑多様化する地域課題に対応することが難しくなりつつあります。
- ▶ 地域活動に参加したい住民が増えているものの、参加するきっかけがなかったり、自分のやりたい活動とマッチングできていない可能性があります。

3. 公民館の現状

(1) 公民館の位置づけ

焼津市では、社会教育法に基づく社会教育施設として、概ね中学校区ごとに分けて9つの公民館を設置しています。

【参考】社会教育法に基づく公民館の目的・事業

〈目的（社会教育法第20条）〉

市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

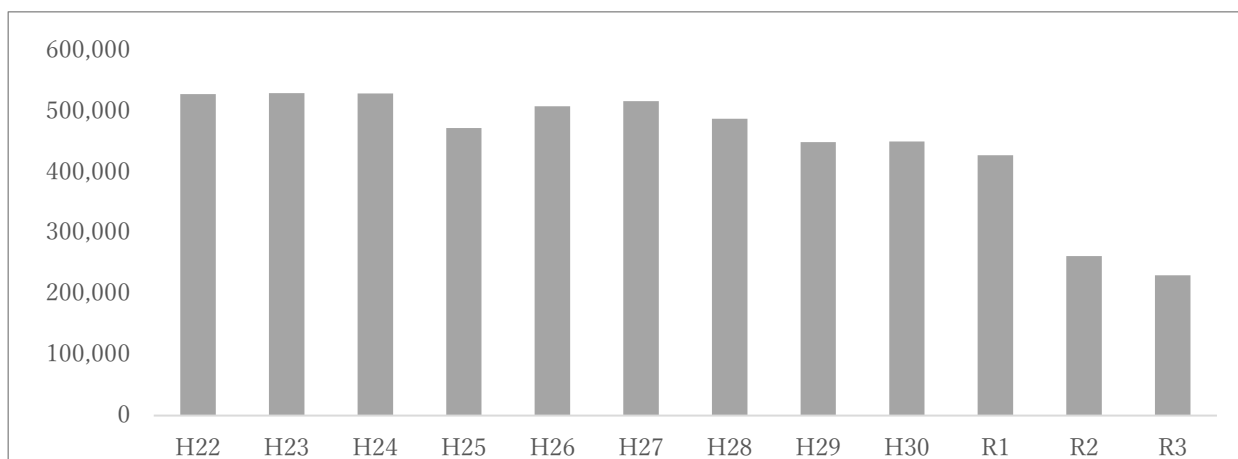
〈公民館の事業（社会教育法第22条）〉

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(2) 公民館活動の現状

- ①公民館では、社会教育学級や公民館講座などの生涯学習事業を実施しているほか、地域コミュニティ組織の事務局として地域づくり事業や地域福祉事業を実施しています。
- ②市民による各種サークル活動や地域団体等が行う市民活動に利用され、生涯学習活動とコミュニティ活動を担う拠点施設となっています。
- ③公民館長として市職員が常駐しており、市民サービスセンター機能（大村・大富公民館）や地域と学校との連携機能、災害発生時の避難所、子育て支援のためのふれあい広場など幅広い分野の機能を備えています。
- ④利用者数は平成23年度の約53万人をピークに令和元年度の43万人まで緩やかに減少し、令和2年度と令和3年度は新型コロナウイルス感染防止対策としての行動制限の影響により、それぞれ26万人と23万人に大きく減少しました。（図表14）

図表14 焼津市公民館の年間利用者数の推移（人）



⑤令和元年度の公民館会議室等の利用率の平均は 32.8%で、特に料理実習室、工作室、和室は利用率が低くなっています。(図表 15)

図表 15 令和元年度 公民館会議室等利用率 (%)

地区	令和元年度 公民館会議室等利用率 (%)					
	全体	大会議室	会議室	料理実習室	工作室	和室
東益津	31.6	67.5	28.1	20.8	-	14.0
大富	27.5	67.9	34.3	5.8	16.5	22.5
小川	40.1	67.5	49.4	22.7	24.1	23.5
和田	24.5	74.6	18.0	12.9	16.7	9.9
豊田	30.0	60.8	30.0	24.2	-	28.8
港	32.9	64.3	36.4	9.6	-	44.2
大村	32.9	67.6	34.5	13.8	8.8	34.9
焼津	32.3	66.7	36.0	9.2	-	27.8
大井川	51.6	90.1	51.6	15.7	-	49.2
全体平均	32.8	69.6	35.4	15.0	16.5	28.3

⑥社会教育法に基づき、企業等による営利目的の事業や政治的活動、宗教的活動の利用については制限されています。

【参考】〈公民館の運営方針（社会教育法第 23 条）〉

公民館は、次の行為を行ってはならない。

もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(3) 公民館の現状から見えてくること

- ① 公民館は、生涯学習機能を中心に、地域活動に係る事業も実施しています。
- ② 市民サービスセンターとしての機能や災害発生時の避難所としての機能などを備え、地域への行政サービス提供の拠点となっています。
- ③ 年間の利用者が減少傾向にあります。
- ④ 市内9公民館の会議室等の平均利用率は、32.8%です。
- ⑤ 社会教育法に基づいた利用となっており、営利目的や政治的活動、宗教的活動での利用を制限しています。

ポイント

- ▶ 公民館には、現在担っている生涯学習活動や地域の行政拠点としての機能はもちろんのこと、地域の交流活動や地域の課題解決のためのコミュニティ活動に、さらに寄与することのできる機能が今後必要となる可能性があります。
- ▶ 公民館は、高齢者や子どもなど特定の年代の利用者が多い傾向にあり、生産年齢世代の利用は少ない傾向があります。
- ▶ 公民館の利用率の観点から、新たな機能を加えても既存の施設規模で有効的に活用できると考えられます。

4. 地域社会の課題と公民館の課題

ここまでに記述した地域社会を取り巻く大きな変化、焼津市のコミュニティの現状、公民館の現状の3つの現状分析のポイントから、地域社会の課題と公民館の課題を下記のとおり整理します。

ポイント

- ▶ 地域運営を担う自治会等の組織では、人口減少や少子高齢化、多様な働き方などの社会構造の変化により、地域の担い手不足や住民相互のつながりの希薄化、地域活動への参加者の減少などの状況がみられています。
- ▶ 地方移住やテレワークなどにより、地方への新たな人の流れが出始めており、こうした動きを「地域の力」に活用できる可能性があります。
- ▶ 事業所や団体などの地域貢献意識の高まりが「地域の力」になる可能性があります。
- ▶ 人口が減っている地区、増えている地区があり、それぞれの地区で抱えている課題が異なっている可能性があります。
- ▶ 既存の地域活動組織のみでは、複雑多様化する地域課題に対応することが、難しくなりつつあります。
- ▶ 地域活動に参加したい住民が増えているものの、参加するきっかけがなかったり、自分のやりたい活動とマッチングできていない可能性があります。
- ▶ 公民館には生涯学習活動や地域の行政拠点としての機能があるほか、地域の交流活動に寄与する機能があり、この機能を地域の課題解決に活かすことが、必要となる可能性があります。
- ▶ 公民館は高齢者や子どもなどの特定の年代の利用者が多い傾向にあり、生産年齢世代の利用が少ない傾向があります。
- ▶ 公民館の利用率を見ると、新たな機能を加えても既存の施設規模で有効活用できる可能性があります。

(1) 地域社会の課題

- ・ 複雑多様化する地域課題や住民ニーズへの対応
- ・ 地域の担い手不足や住民相互のつながりの希薄化、地域活動への参加者の減少への対応
- ・ 事業者や団体などの地域貢献意識の高まりや新たな人の流れの有効活用

(2) 公民館の課題

- ・ 公民館が持つ地域の交流活動に寄与する機能を地域の課題解決に活用
- ・ 生涯学習活動や地域の行政拠点としての機能の拡充
- ・ 施設のさらなる有効活用により利用率を向上

5. 「公民館」から「地域交流センター」へ

全国的に人口減少や少子高齢化、社会環境の変化などにより、地域の担い手不足や住民相互のつながりの希薄化、地域活動への参加者の減少などの状況が見られています。そうした状況の中、地域力を高める拠点機能がより一層求められているため、公民館の生涯学習拠点としての機能に加え、子どもからお年寄りまで幅広い世代の住民や地域の団体、事業者など多様な主体が利用しやすく、つながり、支え合える施設が必要となります。

このため、従来の「公民館」を「地域交流センター」へ移行し、地域コミュニティが持続的に活動できる拠点とすることで、地域の皆さまが将来にわたり心豊かに暮らせる地域の実現を目指していきます。

【地域交流センターの目指す姿】

将来にわたり心豊かに暮らせる地域の拠点

6. 地域交流センターの基本方針

「地域交流センター」は、次の3つの拠点機能を施設運営の基本方針とします。

(1) 多様な人々が“つながる”「交流拠点」

子どもからお年寄りまで幅広い世代の住民や地域の団体、事業者など、多様な主体が集う地域交流の場や情報の集まる場、発信の場としての機能をより一層強化することにより、地域活動を見える化し、地域活動への参加促進につなげるほか、テレワーク等により自宅で仕事をされている方や都市圏から移住された方なども気軽に集まれるように、多様な主体がつながる地域の「交流拠点」としての機能を整えます。

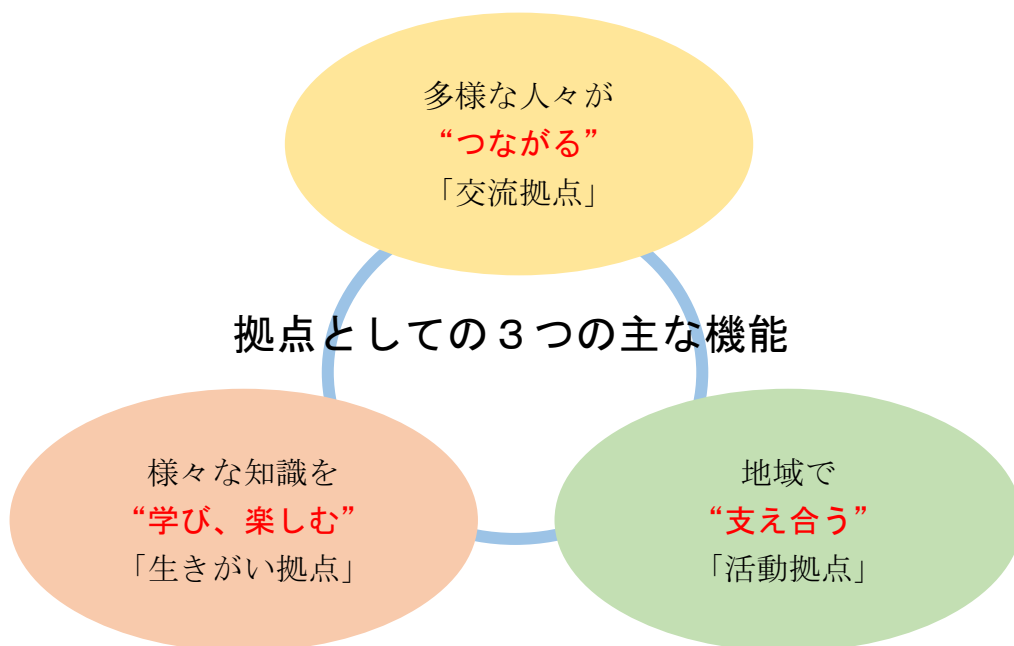
(2) 様々な知識を“学び、楽しむ”「生きがい拠点」

趣味・就労等の生きがいづくり講座の実施や地域の未来を語るワークショップの開催、デジタル技術の活用などにより、従来の生涯学習機能に加え、様々な知識を学び、楽しむ地域の「生きがい拠点」としての機能を整えます。

(3) 地域の未来を話し合い、地域で“支え合う”「活動拠点」

行政、自治会だけでなく市民活動団体や事業者を含めた地域の多様な主体が、地域の将来や地域の困りごとなどを話し合い、地域課題の解決に向けて支え合いながら活動できる地域の「活動拠点」としての機能を整えます。

【地域交流センターの基本方針イメージ】



■地域交流センター化による主な変更内容は次のとおりです。

- 市内の全公民館の名称が、令和6年4月から「地域交流センター」に変わります
- 施設の利用の幅が広がり、より利用しやすくなります
 - ・祝休日が開館日となります
 - ・事業者や個人も利用できるようになります
 - ・地域の交流につながる懇親会の開催が可能になります
- 地域の交流、活動の拠点としての機能を高めていきます
 - ・交流の場の提供や地域の情報発信の充実など
 - ・地域の団体間の連携や事業の企画運営のサポートなど
- デジタル社会への対応支援
 - ・地域デジタルステーションの設置など

7. 地域交流センターの事業

「地域交流センター」は、会議室等の貸館業務を行うほか、基本方針に沿って主に次のような「新たな事業の実施」や「新たな設備の導入」を目指していきます。

(1) 多様な人々が“つながる”「交流拠点」としての事業例

①地域フリースペースの提供

親子やお年寄りの憩いの場、地域で生産された商品・食品の販売スペースなど地域の皆さんが多目的に利用できるフリースペースを設け、子どもからお年寄りまで幅広い年代の多様な人、主体が集まり、交流が生まれる仕組みを整えます。

②地域の情報提供、情報共有の場（コミュニティインフォメーション）の設置

地域掲示板の設置や地域交流SNSの活用などにより、様々な年代の方や新たに地域に転入された方、あるいは地域の事業所などに情報提供、情報共有ができ、交流・連携のきっかけづくりや地域への関心を高められる仕組みを整えます。

③交流・連携のためのイベント開催サポート

地域住民の交流・連携を目的として、まつりやマルシェ、フリーマーケットなどのイベントを開催する際に、相談対応などのサポートを行います。

(2) 様々な知識を“学び、楽しむ”「生きがい拠点」としての事業例

①生涯学習講座の開催

新元気世代講座や趣味活案内人講座、サークルとの連携講座などの開催を通し、地域住民の趣味、就労などの生きがいづくりや健康づくりを支援します。

②地域を学ぶ講座の開催

地域の自然、名所、人などを学ぶ講座や地域の未来を語るワークショップ、人材育成講座などを開催します。

③デジタル技術を活用した新たな学びの場の提供

専門家によるオンライン講座や子どもたちが専門機関から宇宙や科学をオンラインで学ぶなど、デジタル技術を活用した新たな学びを提供します。

④地域デジタルステーションの設置

デジタル機器の操作やオンラインでの行政手続きの方法、その他デジタル機器に不慣れな方へのアドバイス窓口を設置します。

(3) 地域の未来を話し合い、地域で“支え合う”「活動拠点」としての事業例

①地域課題の解決のための事業のサポート

地域課題の解決のために、地域の団体や事業者、行政、学校などが連携して事業を行う際に、団体間の連携や事業の企画、実施をサポートします。

②地域活動とボランティアのマッチング

地域活動にボランティアの協力が必要な場合に、ボランティアとのマッチングを行います。

※上記の事業等は地域交流センターの目指す姿であり、地域交流センターへ移行する時点ですべて実施していることを表すものではありません。

8. 各主体の役割

市民

- ・地域交流センターを気軽に訪れ、講座や交流活動を楽しみましょう。
- ・地域に愛着を持ち、地域で行われる地域をよくするための活動に参加しましょう。

自治会等の地縁団体

- ・地域交流センターを利用して、活動内容を地域住民や地域の多様な主体に紹介しましょう。
- ・地域の課題について、地域内外の団体や地域活動に興味のある人たちと連携、協力し解決に向けて取り組みましょう。

市民活動団体

- ・地域交流センターを活用して、趣味や仲間との活動を楽しみましょう。
- ・普段の活動で得た知識や活動で培った先駆性、機動性、独創性、柔軟性などの特徴を生かし、地域の団体などと連携して、地域をよくする活動をしましょう。

事業者

- ・地域に存在する事業者として、地域交流センターを活用し、地域住民との交流を図ったり、地域住民の生涯学習活動に協力したりしましょう
- ・事業者が持つ人材やノウハウ、技術、資源などを活かし、地域の団体や住民と連携・協力して地域貢献活動をしましょう。

行政

- ・地域交流センターの基本方針に沿って、生涯学習、生きがいくりの拠点としての事業、地域コミュニティの活動拠点としての事業、地域住民や地域の多様な主体の交流、情報発信の拠点としての事業を実施します。（詳細は地域交流センターの事業を参照）

9. 地域交流センターの利用基準

(1) 施設利用の考え方

利用の目的及びその実態が、幅広い世代の地域住民が集いつながる「交流拠点」、趣味・就労等の生きがいつくりや健康づくりなど様々な知識を学び、楽しむ「生きがい拠点」、自治会や地域の団体、事業者など多様な主体が支え合う「活動拠点」という地域交流センターの基本方針に沿っており、地域の振興、発展や公共の福祉に寄与すると認められる内容であれば、地域の多様な主体が様々な活動に利用することができます。

(2) 使用できる主な活動

- ① 社会教育団体等がその活動のために使用する場合
- ② 自治会や地域協議会、PTA、子供会、さわやかクラブなどの地域の団体が会合、行事等のために使用する場合
- ③ 個人的な使用の場合（学習室として利用、友人との交流会など）
- ④ 公共の福祉に寄与する活動で使用する場合（募金活動、チャリティーイベントなど）
- ⑤ 企業や団体、個人事業者が、公共性が認められる活動で使用する場合、または地域交流センターの設置目的である3つの基本方針に沿っており、地域の振興、発展や公共の福祉に寄与すると認められる内容で使用する場合

例：市・地域団体・公共的団体が主催・共催・後援するマルシェや朝市で食料品を販売

（公共的団体：社会福祉協議会、商工会議所、農協、漁協など）

地域団体が主催するお年寄りの居場所づくりで弁当と飲み物を販売

民間事業者による生涯学習に資する教育事業（月4回まで）

（ダンス、フィットネス、料理、ピアノ、書道、英会話、パソコンなど）

塾や教室の講師によるレッスン、発表会、展示会、技能検定試験等（月4回まで）

参加費を徴するコンサート、講演会、著名人の講座等

地域住民が一緒に参加する研修会（月4回まで）

※上記の内容であっても、施設の管理運営上支障がある場合に、使用できないこともあります。

(3) 使用できない場合

- ① 地域交流センターの設置の目的に反するとき
- ② 公の秩序及び善良の風俗を乱すおそれがあるとき
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員が使用する時
- ④ 地域交流センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき
- ⑤ 単に営利を目的とするとき
- ⑥ その他地域交流センターの管理運営上支障があるとき

(4) 休館日

地域交流センター化に伴い、地域の交流拠点、学習拠点、活動拠点として利用しやすい環境を整えるため、これまで休館日としていた祝休日を開館日とします。

休館日：①月曜日、②12月29日～翌年1月3日まで

※焼津地域交流センターの休館日は②のみ

(5) 開館時間及び使用区分

公民館時と変更ありません。

① 開館時間 9:00～21:30

② 使用区分 午前：9:00～12:00、午後：13:00～17:00、夜間：18:00～21:30

(6) 使用者区分

・市内に在住、在学、在勤する個人又は次の各号のいずれかに該当する団体を焼津市民とし、焼津市民以外の者が使用する場合は使用料を加算します。

① 構成員の2分の1以上が市内に居住又は在学、在勤している団体

② 活動拠点が市内にある団体

③ 主たる事務所を市内に有する団体

・未成年者の使用に当たっては、午前と午後については使用者が中学生以下の年齢であるときは高校生以上の同伴を要するものとします。また、夜間については使用者が高校生以下(18歳を含む)の場合は保護者の同伴を要するものとします。

(7) 使用料

公民館時と変更ありません。

※現在の使用料は、焼津市ホームページの公民館のページでご覧いただくことができます。

(8) 使用料の減免・加算

営利事業者の100%加算を新たに設けます。

全額減免	行政機関(本市)、地域団体等、障がい者団体
半額減免	社会教育団体、福祉関係団体
100%加算 (2倍)	・活動拠点を市外に置く団体など焼津市民以外の者が使用する場合 ・営利事業者(団体・個人)

※市民以外の者が使用する場合の加算については、令和5年10月1日施行の焼津市公民館条例の改正により、これまでの50%加算から100%加算に変わります。

※その他、特別に減免する団体がある場合は別途決裁にて判断します。

(9) 使用料の納付

使用料は、納付書または電子決済(「Pay Pay(ペイペイ)」または「LINE Pay(ラインペイ)」)による納付とします。

(10) 使用団体登録

地域交流センターを使用する団体・個人は、事前に貸館使用団体登録を行う必要があります。

(11) 使用申請（申込）方法

インターネットで「公共施設予約システム」により申請（申込）していただきます。

※地域交流センター窓口の専用端末で、オンライン申請補助を実施します。

(12) 使用申請（申込）受付日

使用する日の3か月前からインターネットで予約ができます（先着順）。

(13) 地域交流センター一覧

名称	位置	電話番号
焼津地域交流センター	焼津市本町5丁目6番1号	626-0888
大村地域交流センター	焼津市大覚寺3丁目5番地の5	629-3351
豊田地域交流センター	焼津市小屋敷258番地の1	627-7310
小川地域交流センター	焼津市小川2724番地の1	624-8191
港地域交流センター	焼津市石津港町40番地の1	624-8855
東益津地域交流センター	焼津市石脇上65番地	628-2607
大富地域交流センター	焼津市中根新田93番地の1	624-4302
和田地域交流センター	焼津市田尻1992番地の2	623-1570
大井川地域交流センター	焼津市宗高900番地	622-3111

(14) 公民館運営審議会について

新たに各地域交流センターの運営方法や事業などについて情報交換する「焼津市地域交流センター連絡協議会」を公民館運営審議会に替えて設置します。

(15) 地域交流センター内での飲食について

- ・飲食については可能とします。
- ・飲酒については自治会や町内会、地域協議会等の地縁団体に限り、当該団体が主催する下記のような行事で、地域交流センター所長に事前に協議を済ませている場合は可能とします。

行事例：地縁団体が主催する交流や親睦、慰労等を目的とした懇親会、反省会、慰労会

注意事項：飲酒を認める場合であっても、当該施設が公共施設であり、他の使用者や周辺に居住する住民がいることなどを踏まえ、節度を持って使用するとともに、交通ルール（自転車を含め飲酒運転は絶対にしない）や利用マナー（清掃、ごみの持ち帰り）を遵守してください。

10. まとめ

近年、人口減少や少子高齢化、社会環境の変化などにより、人々のライフスタイルの変化や意識の多様化が進み、それに伴い地域の担い手不足や住民相互のつながりの希薄化、地域活動への参加者の減少などの状況がみられています。

こうした状況の中、地域力を高める拠点機能がより一層求められるとともに、複雑多様化する地域課題や住民ニーズへの対応が求められています。

そこで、地域における生涯学習活動や地域活動の拠点としての役割を担ってきた「公民館」を「地域交流センター」へと移行し、子どもからお年寄りまで幅広い世代の住民や地域の団体、事業者など多様な主体が集い、つながる「交流拠点」、趣味・就労等の生きがいをづくりや健康づくりなど、様々な知識を学び、楽しむ「生きがい拠点」、自治会だけでなく地域の多様な主体が地域の将来などを話し合い、地域課題の解決に向けて支え合う「活動拠点」の3つの拠点機能を持った施設としてまいります。

地域交流センターが3つの拠点機能の役割を果たしていくことにより、地域内に「つながり」、「支え合う」意識が生まれ、地域課題の解決や地域振興策の展開に連携、協力して取り組んでいくようになり、持続可能な地域コミュニティが形成されるとともに、将来にわたり心豊かに暮らせる地域が実現するよう、取組を進めてまいります。

【担当】

焼津市 生きがい・交流部 スマイルライフ推進課
焼津市本町2丁目16番32号
TEL 054-631-6862 FAX 054-626-2188
電子メール smile@city.yaizu.lg.jp